

【セブン銀行 自動送金サービス付入金専用普通預金(決済用)利用規定】

株式会社セブン銀行（以下「当社」といいます。）は、自動送金サービス付入金専用普通預金(決済用)の利用に関して、次のとおり利用規定（以下「本規定」といいます。）を定めます。

第1条 サービスの内容

当社が、申込者からのセブン銀行自動送金サービス付入金専用普通預金（決済用）申込書（以下「本申込書」といいます。）による申込みを承諾した場合、当社が当該申込者に対して提供する次の第1号および第2号に掲げるサービスをあわせて提供するサービスを「本サービス」といいます。

なお、本規定では、当社が本サービスの提供を承認した法人または個人（以下「契約者」といいます。）がATM等を利用して現金を入金するために開設する本サービスの契約者名義の普通預金（決済用）口座を「入金専用口座」といい、入金専用口座に入金された資金を当社所定の時刻に全額払戻し、その資金を自動送金する当社普通預金口座を「自動送金指定口座」といいます。

- ATM入金サービス
ATM入金サービスとは、入金専用口座に対応する入金専用のキャッシュカード（以下「カード」といいます。）を用いて、契約者が、当社所定の手続きにより、当社の現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）で契約者の売上金等の現金を入金専用口座に入金するサービスをいいます。
- 自動送金サービス
自動送金サービスとは、当社がATM入金サービスにより入金専用口座に入金された資金の全額を、当社所定の時刻に、契約者からの都度の指示なく払戻し、その資金を自動送金指定口座に自動送金するサービスをいいます。

第2条 利用申込

- 本サービスの契約者は、次の各号の要件全てに該当する個人または法人とします。ただし、次の各号の要件全てに該当する個人または法人からの利用申込みであっても、虚偽の事項を届出たことが判明した場合または当社が利用を不適当と判断した場合には、利用申込みを承諾しない場合があります。
 - 当社に自動送金サービスの利用申込みがある法人等（以下「送金契約者」といいます。）との間に加盟店契約等がある個人または法人
- 当社は、次の各号に該当する場合は、申込みを承諾しないものとします。

- 申込者またはその関係会社(会社計算規則第2条第3項第25号に定める会社をいいます。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等もしくはその構成員、その他これらに準ずる者(これらの者を以下「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること（役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等に該当することを含みます。）
 - 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 申込者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか1つにでも該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - その他①～④に準ずる行為
- 申込者が口座開設・本サービスの申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

第3条 カードの送付

本申込書を受領後、当社所定の手続きが終了した後、届出の契約者の住所へカードを送付します。

第4条 ATM入金サービスの取扱い

- 契約者は、本サービスを利用するに際し、事前に本申込書により当社宛に申込手続きを行い、当社は当該申込みに基づき、本サービス提供に必要な入金専用口座を開設し、その入金専用口座に対応するカードを契約者に貸与します。
- 前項において当社が契約者に貸与するカードは、契約者のみが使用できるものとし、第三者への貸与、譲渡、質入れはできません。当社は、当該カードを用いてATMに入金があった場合、その理由および入金者にかかわらず、全て契約者の預金とみなします。
- 当社は、契約者が第三者にカードを使用させたことにより生じた紛議、損害等については一切の責任を負いません。また、この取扱いにより当社に損害が生じた場合、契

約者にその損害を賠償していただくことがあります。

- 当社は、システムのメンテナンス、障害等の理由によりATM入金サービス以外の業務を中止する場合、ATM入金サービスの提供も中止できるものとします。

第5条 自動送金サービスの取扱い

- 当社は、入金専用口座に入金された資金を次の各号のとおり処理します。
 - 入金専用口座に入金された資金は全額が自動送金されるものとします。
 - 資金を自動送金する口座は、あらかじめ送金契約者と契約者との間で合意があり、契約者が指定した自動送金指定口座とします。
 - 当社が自動送金を実施した後に、取消し、組戻しをすることはできません。
 - 当社は、自動送金より生じた紛議、損害等については一切の責任を負いません。また、この取扱いにより当社に損害が生じた場合、契約者にその損害を賠償していただくことがあります。
 - 当社は、システムのメンテナンス、障害等の理由により自動送金サービス以外の業務を中止する場合、自動送金サービスの提供も中止できるものとします。
- 本サービスによる入金専用口座からの資金の払戻しに際しては、普通預金規定、普通預金規定（法人）にかかわらず、当社所定の払戻請求書の提出は不要です。
- ATM入金サービス以外の方法により入金専用口座に入金された場合であっても、入金専用口座にある資金を払戻し、自動送金指定口座に入金するものとします。

第6条 普通預金規定、普通預金規定（法人）の入金専用口座特約

本サービスの入金専用口座は、当社普通預金規定、普通預金規定（法人）にかかわらず、次の各号のとおりとします。

- 契約者は、自動送金サービスによる払戻し以外の方法による払戻しを請求できないものとします。
- 口座単位に入金専用のカードを各2枚発行します。
- ATMでの預入れは、ATMの画面表示の操作手順その他当社所定の方法により行うものとし、当社所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当社所定の枚数の範囲内とします。
- 預入れに関わるご利用明細票は、別途当社が送付する入金専用通帳に綴り込んで保管していただきます。
- 入金専用口座は、決済用預金(無利息)とします。

第7条 カードの利用停止等

- カードの改ざん、不正使用など当社がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求があり次第、直ちにカードを当社に返却してください。
- 当社は、次の各号の場合には、カードの利用を停止することがあります。
 - 第4条第2項に違反した場合
 - カードの偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合

第8条 カードの再発行

- 契約者がカードを紛失または喪失した場合には、直ちに当社所定の方法により、当社に届出るものとします。
- 前項の届出の受理および当社所定の手続き以前に、カードを紛失または喪失したことに起因して契約者に生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。
- 契約者がカードの再発行を依頼する場合、当社は、所定の手続きにより真正な契約者からの依頼と判断した場合、再発行の手続きを行います。カードの再発行を行った場合、当社所定の手続きが終了した後、再発行されたカードが利用可能となります。

第9条 入金専用口座の解約

- 入金専用口座を解約する場合には、当社所定の方法により手続きください。
- 入金専用口座の解約にあたり、契約者は自らの責任でカードを裁断その他の方法により利用が不可能な状況にした上で、破棄してください。

第10条 利用時間

ATMを利用できる時間は当社所定の時間内とします。ただし、システムのメンテナンス、大規模なシステム改編のため、ATMの取扱いを一時停止または中止する場合があります。この場合、事前に当社所定の方法により通知します。また、障害などの事由により、予告なく取扱いを一時停止または中止する場合があります。

第11条 届出事項の変更等

- 氏名もしくは名称、代表者、住所、電話番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに当社所定の方法により当社に届出てください。
- 前項の届出の受理以前に、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、届出の受理は当社所定の方法により行い、受理日は当社での受理手続終了日とします。
- 届出事項の変更の届出を怠ったことにより、当社からの通知が到着せずまたは延着した場合、通常到着すべき時に到着したものとみなします。また、郵送による通知が到着しなかった場合は、当社は当社所定の送付書類の発送を停止し全部または一部の取引きを制限できるものとします。

第12条 サービスの中止・解約

- 契約者が当社との取引約定に違反した場合その他当社がサービス中止を必要と判断する相当の事由が生じた場合、催告を要することなく当該サービスを含む全てのサービスを中止できるものとします。

- 当社は、契約者またはその関係会社（以下「契約者等」といいます。）において、次の各号の事由が一つでも生じた場合、催告を要することなく、本サービスおよび入金専用口座を直ちに解約することができるとともに、当社に支払うべき手数料と契約者名義の普通預金とを相殺することができるものとします。この場合、当社は、契約者に対し、一切の責任を負いません。
 - 契約者等について、破産手続開始、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立てがあった場合
 - 契約者等が振り出した手形または小切手が手形交換所において不渡り処分を受けた場合
 - 本規定に違反した場合
 - 契約者等について、第2条第2項各号のいずれか1つにでも該当した場合（「申込者」を「契約者等」と読み替えます。）
 - 本サービスが法令や公序良俗に反する行為に使用され、またはそのおそれがある場合
 - 当社に支払うべき各種手数料の支払いが遅延した場合
 - 当社への本規定に基づく届出事項において、虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - 住所変更の届出を怠るなどにより、当社において契約者の所在が不明になった場合
 - 契約者等が監督官庁から営業にかかわる免許、許可、認可等の取消、停止等の処分または命令を受けた場合
 - 預金その他の契約者等の財産について、差押え、仮差押えもしくは仮処分があった場合または強制執行もしくは競売の申立てがあった場合
 - 契約者等について、信用状況に大幅な悪化がある、またはそのおそれがある場合
 - 当社と送金契約者との間で自動送金サービスに関する契約が終了した場合
 - 当社が定める所定期間において契約者の利用実績がなかった場合
 - 当社が契約者の死亡の事実を知った場合
- 契約者が本サービスを解約する場合は、当社所定の手続完了後、本サービスが終了するものとします。

第13条 サービスの休止

- 当社はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合には、当社所定の方法により事前に告知のうえ、本サービスを一時停止または中止できるものとします。
- ただし、前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、当社は事前に契約者に告知することなく、本サービスを一時停止または中止できるものとします。

第14条 サービスの改定・廃止

当社は本サービスの改定または廃止をする場合は、当社所定の方法により事前に告知のうえ、本サービスを改定または廃止できるものとします。

第15条 譲渡・質入れ等の禁止

契約者は、本規定に基づく契約上の地位、権利・義務等を、第三者に譲渡・質入れ等することはできないものとします。

第16条 免責事項

当社が、ATMに挿入されたカードを当社が貸与したものとして処理し、この規定に基づく取扱いをしたときは、カードについて、偽造、変造、盗難その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

第17条 契約期間

本サービスの当初契約期間は本申込書の申込日から起算して1年間とし、契約期間満了日までに契約者または当社から解約の申し出がないかぎり、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとし、その後も同様とします。

第18条 秘密保持

当社および契約者は、本サービスの契約の有効期間中および終了後に、本サービスにより知った業務上の秘密やデータを第三者に開示または漏洩することを禁止するものとします。

第19条 情報の取扱い、相互協力

- 契約者が本サービスへの申込み、利用、その他本サービスに関連して生じた事象等について、当社および送金契約者が必要と認める場合は、相互にその事実を通知することができるものとします。
- 送金契約者および契約者は、本サービスの提供を受けるにあたり、相互に協力して対応するものとします。なお、本サービスの利用にかかわらず、送金契約者と契約者との間に生じた問題については、当社は一切関与いたしません。

第20条 事務処理の委託に関する取扱い

- 当社は本サービスの取扱いに関し、申込者および契約者（以下「申込者等」といいます。）の情報を含む事務処理を当社以外の第三者に委託することができるものとします。
- 当社および当社が業務を委託する第三者は、保有する申込者等の情報を厳正に管理し申込者等のプライバシー保護のために十分に注意を払うとともに、申込者等の情報を事務処理以外の目的に使用しないものとします。

第21条 定めのない事項

本規定に定めのない事項は、当社普通預金規定、普通預金規定（法人）のほか当社の他の規定、規則など当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは、当社所定の方法により告知します。

第22条 規定の変更

- 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認

められる場合には、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

- 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第23条 準拠法および管轄裁判所

- 本規定の準拠法は日本法とします。
- 本規定に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上
（2023年3月24日制定）